

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

静岡森林管理署長 殿
(登録番号T8000012050001)

買受人住所

氏 名

(電話番号:)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件所在地	静岡県富士宮市北町1-5 静岡森林管理署 富士宮総合事務所				
用 途		数量	1 台	品 目	スバルフォレスター 静岡300む5247
売買代金明細	金額 (税抜)	消費税	金額 (税込)	備考	
自動車本体価格	円	円	円	課税 (10%)	
自賠責保険料 未経過相当額	0円	0円	0円		
自動車重量税相当額	0円	0円	0円		
小計 (課税対象額合計)	円	円	円		
リサイクル預託金 (資金管理料金を除く)	13,000円	0円	13,000円	非課税	
合計	円	円	円	課税対象額+リサイクル預託金	

売 払 決 議

決議年月日 令和 年 月 日

分任契約 担当官	次 長	総括事務 管理官	主任事務 管理官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売り払ってよろしいか。
なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規 会計法 第 条 第 項 予決令 第 条 第 項	売払事由 不用物品の売払い
------------------------------------	------------------

引渡職員

(裏面)

契 約 条 件 調 書

- 1 本契約は表記総金額_____円を納付したときに成立する。
- 2 物件の引渡は代金納入の日とする。
- 3 搬出期間は、物件引き渡しを終了した日から起算して15日間とし、指定区域外に搬出すること。
- 4 買受人が、やむを得ない事由により前期搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査してその必要と認める期間申請したときは搬出延期を承認することができる。
- 5 前号のより搬出延期の承認を受けようする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売り払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 買受人は、静岡森林管理署長があらかじめ指定する職員の立会いのもとに搬出するものとする。
- 7 物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも買受人は異議を申し立てることはできない。
- 8 買受人が契約条件を履行せず解約する時は、代金の100分の10に相当する金額を、国は買受人から違約金として徴収する。
- 9 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部又は、一部を解除する。
- 10 この契約解除は、将来に向かってのみ効力を生ずるものとする。
- 11 特約事項
 - (1) 買受人は、買受車両の「国有林ロゴマーク」、「静岡森林管理署の署名」等は消去すること。
 - (2) 買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、廃車する場合は「一時抹消登録証明書」写し、継続使用する場合は使用者の変更をした「自動車車検証」写しを提出すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団を言う。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について買受申込書の提出をもって誓約します。